

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年8月11日(2005.8.11)

【公表番号】特表2002-505019(P2002-505019A)

【公表日】平成14年2月12日(2002.2.12)

【出願番号】特願平10-526729

【国際特許分類第7版】

G 06 F 13/00

G 06 F 1/00

G 06 F 15/00

H 04 M 11/00

【F I】

G 06 F 13/00 5 4 0 R

G 06 F 1/00 3 7 0 E

G 06 F 13/00 3 5 1 N

G 06 F 15/00 3 1 0 A

H 04 M 11/00 3 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成16年11月24日(2004.11.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書 (自発)

平成16年11月24日



特許庁長官殿

1. 事件の表示 平成10年特許願第526729号

2. 補正をする者

住 所 アメリカ合衆国 ニューヨーク ニューヨーク
 ブロードウェイ 770
 名 称 ニールセン メディア リサーチ インコーポレイテッド

3. 代理人

住 所 東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目34番12号
 電話 0422-21-2340
 氏名 (7525) 弁理士 吉田研二



4. 補正対象書類名 請求の範囲

5. 補正対象項目名 請求の範囲

6. 補正の内容

(1) 請求の範囲を別紙の通り補正する。


 方式審査

請求の範囲

1. 対話型サービス装置と共に用いるための計量システムであって、メモリと、

前記メモリおよび前記対話型サービス装置に接続された受動通信聴取器であって、少なくとも2つの通信プロトコルのうちの、前記対話型サービス装置が用いている通信プロトコルを識別して、前記2つの通信プロトコルのうちの識別された通信プロトコルに基づいて、前記対話型サービス装置に対応付けられた信号から使用情報を抽出して、前記抽出された使用情報を前記メモリに保存するように構成された受動通信聴取器と、

を備える計量システム。

2. 請求の範囲1に記載の計量システムであって、前記受動通信聴取器は、オペレーティングシステムと通信デバイスドライバとの間の通信をモニタするように構成されている計量システム。

3. 請求の範囲1に記載の計量システムであって、前記受動通信聴取器は、オペレーティングシステム、通信デバイスドライバ、アプリケーション、およびログファイルのうちの少なくとも1つと通信可能な状態にある計量システム。

4. 請求の範囲1に記載の計量システムであって、前記受動通信聴取器は、オンライン通信を検出して、オンライン通信以外の通信を検出するのに応じてアプリケーションをモニタするように構成されている計量システム。

5. 請求の範囲1に記載の計量システムであって、前記少なくとも2つの通信プロトコルには、インターネット通信プロトコルが含まれる計量システム。

6. 請求の範囲5に記載の計量システムであって、前記インターネット通信プロトコルは、ハイパーテキストトランスポートプロトコルである計量システム。

7. 請求の範囲1に記載の計量システムであって、前記使用情報は、オンライン情報およびオフライン情報のうちの1つと対応付けられて

いる計量システム。

8. 請求の範囲 1 に記載の計量システムであって、前記対話型サービス装置は、パーソナルコンピュータ（パソコン）、インターネット機器、非パーソナル（非個人利用）コンピュータ、テレビ、およびセットトップボックスのうちの 1 つである計量システム。

9. メモリと、

前記メモリと接続されたプロセッサであって、

対話型サービス装置と対応付けられた信号を取得して、

前記信号が、少なくとも 2 つの通信プロトコルのうちの 1 つを用いて伝達されているかどうかを判断して、

前記少なくとも 2 つの通信プロトコルのうちの前記 1 つに基づいて、前記取得された信号から使用データを抽出するようにプログラム設定されているプロセッサと、

を備える計量システム。

10. 請求の範囲 9 に記載の計量システムであって、前記プロセッサは、オペレーティングシステムと通信デバイスドライバとの間の通信をモニタするようにプログラム設定されている計量システム。

11. 請求の範囲 9 に記載の計量システムであって、前記対話型サービス装置は、パーソナルコンピュータ（パソコン）、インターネット機器、非パーソナル（非個人利用）コンピュータ、テレビ、およびセットトップボックスのうちの 1 つである計量システム。

12. 請求の範囲 9 に記載の計量システムであって、前記少なくとも 2 つの通信プロトコル（のうちの前記 1 つ）には、インターネット通信プロトコルが含まれる計量システム。

13. 請求の範囲 9 に記載の計量システムであって、前記インターネット通信プロトコルは、ハイパーテキストトランSPORTプロトコルである計量システム。

14. 請求の範囲 9 に記載の計量システムであって、前記使用データには、オンライン情報およびオフライン情報のうちの 1 つが含まれる計量システム。

15. 請求の範囲9に記載の計量システムであって、前記使用データには、アプリケーションプログラムに対応付けられた情報が含まれる計量システム。

16. 使用データを計量する方法であって、

対話型サービス装置と対応付けられた信号を取得して、

前記取得された使用データが、少なくとも2つの通信プロトコルのうちの1つを用いて伝達されているかどうかを判断して、

前記少なくとも2つの通信プロトコルのうちの前記1つに基づいて、前記取得された信号から前記使用データを抽出することを含む方法。

17. 請求の範囲16に記載の使用データ計量方法であって、オペレーティングシステムと通信デバイスドライバとの間の通信をモニタすることをさらに含む方法。

18. 請求の範囲16に記載の方法であって、前記対話型サービス装置は、パーソナルコンピュータ（パソコン）、インターネット機器、非パーソナル（非個人利用）コンピュータ、テレビ、およびセットトップボックスのうちの1つである方法。

19. 請求の範囲16に記載の方法であって、前記少なくとも2つの通信プロトコル（のうちの前記1つ）には、インターネット通信プロトコルが含まれる方法。

20. 請求の範囲19に記載の方法であって、前記インターネット通信プロトコルは、ハイパーテキストトランスポートプロトコルである方法。

21. 請求の範囲16に記載の方法であって、前記使用データには、オンライン情報およびオフライン情報のうちの1つが含まれる方法。

22. 請求の範囲16に記載の方法であって、前記使用データには、アプリケーションプログラムに対応付けられた情報が含まれる方法。

23. 機械読み取り可能な記録媒体であって、前記記録媒体上に命令を保存しており、前記命令が実行された場合に、機械に、

対話型サービス装置と対応付けられた信号を取得させて、

前記信号が、少なくとも 2 つの通信プロトコルのうちの 1 つを用いて伝達されているかどうかを判断させて、

前記少なくとも 2 つの通信プロトコルのうちの前記 1 つに基づいて、前記取得された信号から使用データを抽出させる機械読み取り可能な記録媒体。

24. 請求の範囲 23 に記載の機械読み取り可能な記録媒体であって、前記記録媒体上に命令を保存しており、前記命令が実行された場合に、前記機械に、オペレーティングシステムと通信デバイスドライバとの間の通信をモニタさせる機械読み取り可能な記録媒体。

25. 請求の範囲 23 に記載の機械読み取り可能な記録媒体であって、前記対話型サービス装置は、パーソナルコンピュータ（パソコン）、インターネット機器、非パーソナル（非個人利用）コンピュータ、テレビ、およびセットトップボックスのうちの 1 つである機械読み取り可能な記録媒体。

26. 請求の範囲 23 に記載の機械読み取り可能な記録媒体であって、前記少なくとも 2 つの通信プロトコルのうちの前記 1 つには、インターネット通信プロトコルが含まれる機械読み取り可能な記録媒体。

27. 請求の範囲 23 に記載の機械読み取り可能な記録媒体であって、前記インターネット通信プロトコルは、ハイパーテキストトランスポートプロトコルである機械読み取り可能な記録媒体。

28. 請求の範囲 23 に記載の機械読み取り可能な記録媒体であって、前記使用データには、オンライン情報およびオフライン情報のうちの 1 つが含まれる機械読み取り可能な記録媒体。

29. 請求の範囲 23 に記載の機械読み取り可能な記録媒体であって、前記使用データには、アプリケーションプログラムに対応付けられた情報が含まれる機械読み取り可能な記録媒体。